

## 船舶事故調査報告書

令和3年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月28日 12時30分ごろ
発生場所	沖縄県名護市安和沖 琉球名護港南防波堤灯台から真方位291° 3.2海里付近 (概位 北緯26° 36.2′ 東経127° 55.5′)
事故の概要	小型兼用船第七宝正丸は、ブイに係留中、圧流されて浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年5月31日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 第七宝正丸、8.09トン ON2-0655（漁船登録番号）、個人所有 第296-16120号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	舵板に曲損、船尾船底外板に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 5、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、名護市安和沖の浅瀬が点在する海域において、本船の係留索を係留ブイ（以下「本件ブイ」という。）に掛けて係留中、船長及び乗組員が異音を聞いて係留索が外れたものと思い、船長がリモコンを取りに向かい、乗組員が係留索を確認しに船首部に向かった。</p> <p>本船は、船長が、リモコンで本船を前進させようとしたが、係留索の確認のため船首部にいた乗組員から係留索が外れたわけではなく、「本件ブイの海底の錘に繋がっているロープ」（以下「本件ロープ」という。）が破断していて、本船を前進させようとするプロペラに絡まるかもしれないと聞き、クラッチを中立にしたところ、圧流されて浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本件ロープは、本事故後、海底の錘の付近で破断しているのが確認され、船長は海底の岩などに擦れて破断したのではないかと思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約1.3mであった。</p>
分析	本船は、風力5の南南西風及び波高約1.5mの南西からの波が発生している状況下、浅瀬が点在する海域において、本件ブイに係留を続けていたことから、本件ロープが破断し、圧流されて浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、風力5の南南西風及び波高約1.5mの南西か

	<p>らの波が発生している状況下、浅瀬が点在する海域において、本件ブイに係留を続けていたため、本件ロープが破断し、圧流されて浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 浅瀬の点在する海域でブイ等に係留中に風や波が強まった場合には、早期に係留場所の変更や投錨等の措置を検討すること。</li><li>・ 係留ブイの固定に用いるロープは、十分な強度があるものを使用すること。</li></ul>